

日行連発第 1235 号  
平成 28 年 12 月 27 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第三業務部  
部長 光宗 五十六

### 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律について

平素より本会の事業推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成 28 年 11 月 18 日に成立しました。本法では、新たな罰則規定が設けられたところ、行政書士業務への不当な介入の懸念があるとして、成立前から罰則規定の適正な運用について、当会では要望活動を行ってまいりました。

法案の成立にあたり附帯決議がなされ、あわせて関係省庁から附帯決議「四 出入国管理及び難民認定法の第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。」については、行政書士も含まれることの確認をいたしましたので、本法の周知と共に御連絡いたします。

○添付資料：「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」  
「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

以上

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十八年十一月十七日

参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項第五号が不当に適用されることがないように、十分に留意すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に対して、同号が不当に適用されることがないように、技能実習の実情等を十分に調査するなど慎重な運用を行うこと。
- 二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。
- 三 同法第二十二条の四第二項に基づいて意見を聴取する際には、意見を聴取する入国審査官は、在留資格の取消しの対象とされる外国人に及ぼす影響の大きさを十分に考慮するとともに、その外国人の置かれた生活実態等に配慮して、聴取の期日及び場所を定め、通訳の配置等を行うこと。
- 四 同法第七十条第一項第二号の二の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めることを躊躇させないように、留意すること。

五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

六 同法第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。

七 新たな在留資格「介護」の創設については、介護人材として中・長期に日本に滞在し、能力を発揮する外国人介護労働者が増加する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生活上の問題への対応など、日本語能力の向上を含めて、地域における職業上、生活上の支援が確実に行われるよう、政府は関係機関と連携して必要な施策を講ずること。

八 本法の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

九 今後の外国人労働者の受入れの在り方について、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やかに進めること。

右決議する。